稲毛区役所 千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

第１条　千葉市決裁規程(平成４年千葉市訓令(甲)第１号。以下、決裁規程という。)別表第１共通専決事項１一般的事項中(５)、(６)、(７)に規定する専決事項の稲毛区役所所管事項の取扱いを別表１のとおり定める。

第２条　決裁規程別表第１共通専決事項３財務に関する事項（１）、（２）、（３）に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表２に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。

第３条　この要領における用語の意義は、次の各号に定めるもの及び決裁規程別表第１中備考の規定によるものとする。

（１）区長　区役所の長をいう。

（２）課長　千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号。以下「区役所事務分掌規則」という。)第2条及び第5条に定める課及び室（課に置かれる室(以下「課内室」という。)を除く。）の長をいう。

（３）課内室長　課内室の長をいう。

（４）市民センター所長　市民センターの長をいう。

（５）主査　区役所事務分掌規則第9条に定める主査をいう。

（６）決裁　事案の処理について、最終の意思決定をすることをいう。

（７）専決　事案の処理について、常時市長に代わって決裁することをいう。

第４条　別表中(５)に該当する事項として別表１に定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程別表第１共通専決事項１一般的事項中(５)(６)の規定の趣旨を踏まえ、当該処分を専決する者(以下「専決者」という。)と同等以上の者に決裁を受けるものとする。

第５条　この事務処理要領の規定は、決裁規程第９条第２項の規定により、専決者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附則

　この要領は、平成２７年４月1日から施行する。

附則

この要領は、平成２９年１月１日から施行する。

　　　附則

　この要領は、平成３１年４月1日から施行する。

　　　附則

　この要領は、令和４年４月1日から施行する。

　附則

　この要領は、令和５年４月1日から施行する。